

県南広域振興局長告示第156号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成21年10月30日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

- 1 (1) 名称 遠野市内楽木峠特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 遠野市宮守町達曽部地内の電話ケーブル達曽部線32号柱から65号柱までのケーブル線の両側50メートルの区域
- (3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 2 (1) 名称 奥州市前沢松ノ木沢特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 奥州市前沢区地内の国道4号と一般県道供養塚折居線との交点を起点とし、起点から国道4号を南に進み市道御本陣坂線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道下北上野横道後線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道姥沢前堀線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道寺ノ上志人沢線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道鳥子沢3号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道德岡線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道高日向3号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道後四ツ屋前四ツ屋2号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道中油地後四ツ屋線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道後四ツ屋2号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道松ノ木沢外ヶ沢1号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道上油地後四ツ屋線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道東油地下中谷地2号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道西油地1号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道宇南田上中谷地線との交点に至り、同点から同市道を北に進み一般県道供養塚折居線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 3 (1) 名称 岩手県林木育種場特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 奥州市江刺区地内の一般県道広瀬三ヶ尻線と市道葛ノ木正源寺台線との交点を起点とし、起点から一般県道広瀬三ヶ尻線を東に進み市道高丘住吉線との交点に至り、同点から同市道を南に進み農道3074号線との交点に至り、同点から同農道を南西に進み市道葛ノ木正源寺台線との交点に至り、同点から同市道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 4 (1) 名称 一関市大沢田特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 一関市花泉町涌津地内の電話ケーブル花泉永井線39号柱から一関市花泉町永井地内の電話ケーブル川ノ口線5号柱までのケーブル線の両側50メートルの区域
- (3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 5 (1) 名称 金ヶ崎町東部地区特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 胆沢郡金ヶ崎町地内の国道4号と一般県道久田笹長根線との交点を起点とし、起点から国道4号を南東に進み胆沢郡金ヶ崎町と北上市の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み町道中江甫瘤木丁線に通じる作業道との交点に至り、同点から同作業道を南に進み町道中江甫瘤木丁線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道瘤木丁後生平線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み北上川右岸堤防との交点に至り、同点から同堤防を南東に進み町道畑中前諏訪小路線との交点に至り、同点から同町道を南東に進みさらに南西に進み町道矢来白糸線との交点に至り、同点から同町道を南に進み一般県道江刺金ヶ崎線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み町道達小路3号線との交点に至り、同点から同町道を南に進みさらに北西に進み町道達小路表小路線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道達小路寺下線との交点に至り、

同点から同町道を南西に進み一般県道西根佐倉河線との交点に至り、同点から同一般県道を北西に進み町道谷木前南町線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み一般県道胆沢金ヶ崎線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み町道掘切後下二階線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道下谷起長坂後線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道上大沢関田前線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道長坂後広本線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道草刈場関田前線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道広本上野中線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道蟹沢野中線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み一般県道胆沢金ヶ崎線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み町道上畑田揚場後線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道道の町前村線との交点に至り、同点から同町道を西に進み一般県道北上水沢線との交点に至り、同点から同一般県道を北西に進み町道高谷野原4号線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道蟹子沢若柳線との交点に至り、同点から同町道を北に進み一般県道久田笹長根線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

6(1) 名称 金ヶ崎町六原千貫石特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 胆沢郡金ヶ崎町地内の主要地方道花巻衣川線と町道千貫石谷地田線との交点を起点とし、起点から主要地方道花巻衣川線を南東に進み林道樋引沢線との交点に至り、同点から同林道を北西に進み作業道釜沢線との交点に至り、同点から同作業道を北東に進み連絡管理道2号線との交点に至り、同点から同管理道を北東に進み作業道釜沢線との交点に至り、同点から同作業道を北東に進み連絡管理道1号線との交点に至り、同点から同管理道を東に進み町道二枚橋千貫石線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み主要地方道花巻衣川線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西に進み胆沢郡金ヶ崎町と北上市の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み町道遠谷巾町の内表道下線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道蟹子沢伊吹線との交点に至り、同点から同町道を南に進み一般県道久田笹長根線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み町道蟹子沢高谷野原線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道千貫石谷地田線との交点に至り、同点から同町道を南西に進みさらに北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器